

# こんなときはどうする？

## まずは地区市民センター（公民館）へ相談を

自治会活動などで困りごとがあれば、まずは最寄りの地区市民センターにご相談ください。センターでは、市の職員が皆さんの地域づくりを支援しています。お気軽にお問い合わせください。

No.	こんなとき	対処	問合せ先
10	放置自転車を撤去してほしい	①走行できる自転車 →警察の調査後、交通安全課へ通報をお願いします。 ②走行できない自転車 →環境事業課へ通報をお願いします。 ※私有地の場合は、警察の調査後、自己処理となります。	①交通安全課 ☎225局 2760 ②環境事業課 ☎225局 2790
11	ごみ集積所を新設（または移転、廃止）したい	自治会長名で申請書を環境事業課へ提出してください。	環境事業課 ☎225局 2790
12	開発業者から、ごみ集積所の申請書に署名捺印を求められた	住宅建築などの特定開発事業に伴い、既存集積所を利用する場合は自治会長の承諾（合意）が必要です。事業者が新たに集積所を作る場合は、使用開始時に自治会長に説明し、確認が必要となります。依頼があった場合は対応をお願いします。ご不明な点はお問い合わせください。	
13	不法投棄物を撤去してほしい	不法投棄を見つけた場合は、環境事業課まで連絡を。 ※私有地の場合は自己処理となります。	
14	集積所のネットや収納枠を設置、交換したい	①カラス除けネット →環境センターまたは地区市民センターで配布します。 ②折畳み収納枠 →市から自治会へ貸与します。申請用紙を提出してください（環境センターまたは地区市民センター）。壊れた収納枠は市で回収した後、修繕し再利用しますので、廃棄せず環境事業課までご連絡ください。	

15	地域で出たごみを処理したい	<p>①美化清掃の場合、実施日の2週間前までに生活環境課へ申請いただくと、ごみ袋の無料提供やごみの回収を手配しています。(14ページ参照)。</p> <p>②各自治会のまつりやイベント等で出たごみについては、環境事業課で回収します(回収希望日の1週間前までにご連絡ください)。</p>	<p>①生活環境課 ☎225局 2750</p> <p>②環境事業課 ☎225局 2790</p>
----	---------------	--	---